プロジェクト　税効果会計
項目　第 23 回・第 24 回専門委員会及び第 318 回・第 319 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（第 318 回・2015 年 8 月 26 日開催及び第 319 回・2015 年 9 月 11 日開催）及び第 23 回・第 24 回税効果会計専門委員会（2015 年 8 月 11 日開催・2015 年 8 月 31 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された次の事項について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
   - 企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられた主なコメントの概要
   - コメント対応（案）

本公開草案に寄せられた主なコメントの概要

2. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より、本公開草案に寄せられた主なコメントの概要を紹介したところ、以下の意見が聞かれた。

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) 内容が多岐にわたるコメントに逐次対応することにより、細則が積み上がることを危惧している。コメントへの対応は必要最小限にとどめるべきであると考える。

（第 318 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(2) 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）が硬直的に運用されていたという問題意識から議論が始まった中で、寄せられたコメントの多くは明確化を求めているものであり、これらに対応して詳細な記述を増やすと、却ってルールが硬直化することを懸念する。

対応案
上述した意見を踏まえて、今後コメントへの対応を行う。

コメント対応（案）

（総論に関するコメントへの対応）

3. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より、総論に関するコ

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

メント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) コメント対応表の 3)「将来的に IFRS と整合する形で分類規定の撤廃も検討すべきである。」については、IFRS は連結財務諸表のみに適用できるという連単分離の問題も関連していると考えられるため、連結財務諸表及び単体財務諸表に対する今後の基準開発の観点も、本公開草案第 62 項に含めるべきである。

対応案 IFRS が連結財務諸表のみに適用できるという連単分離に関する事項は制度に関連する事項であるため、当該事項を企業の分類に応じた取扱いの枠組みの撤廃についての記載（本公開草案第 62 項）に含めないことでどうか。

（質問１：企業の分類に応じた取扱いに関するコメントへの対応）

4. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より、質問 1 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) コメント対応表の 9)「同意するものの(分類 3)と（分類 4）の間の繰延税金資産の計上額の乖離幅が大きくなることについて対応を図る必要がある。」については、(分類 3) において将来の課税所得の見積期間を 5 年より短縮する場合があるという取扱い（本公開草案第 25 項）を設けることでも対応を図っていると理解しており、当該取扱いもコメントへの対応（案）に追加記載してはどうか。

対応案 上述した意見を踏まえ、コメント対応表の 9)のコメントへの対応（案）に追加し記載する。

（質問２:各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱いに関するコメントへの対応）

5. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より、質問 2 に関するコメント対応（案）について説明したところ、特に本公開草案第 16 項の記載に関して以下の意見が聞かれた。

説明を追加して考え方をより明確にすべきとの意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) 「乖離度合いが最も小さい」という記載の考え方を明確にするため、結論の背景において、例えば新設会社の場合の考え方を加えるなど、より説明を加える

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ような補足を行うべきではないか。

(2) 本公開草案第 16 項を適用する企業はそれほど多くないのではないかと考えている。本公開草案第 16 項は、過去の情報で分類できない場合に将来の回収可能性から分類を判断するという趣旨と理解しており、表現を見直すことでその趣旨が伝わるようになるのではないかと考える。

分類の趣旨を斟酌して繰延税金資産の計上額を決定する建付けに見直すべきとの意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(3) 各分類は主に過去の事象を勘案して要件を設定していることに対し、本公開草案第 16 項では過去及び将来の事象を勘案して分類を判断することを求めていることから、必ずしも整合的とは言えないこと、各分類の要件を満たさない企業のすべてについて乖離度合いを判断することは容易ではないことなどの理由から、分類の趣旨を斟酌して繰延税金資産の計上額を決定するような建付け[1]に見直すことが考えられるのではないか。

その他の意見

（第 318 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(4) 本公開草案における各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱いの記載は、審議の過程で相当程度の時間をかけて議論を行ったものの、分かりづらい部分があるという寄せられたコメントを踏まえて、さらに検討する必要があると考える。

対応案 上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-2 において検討を行っている。

（質問３：（分類 2）及び（分類 3）における要件に関するコメントへの対応）

6. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より、質問 3 に関するコメント対応（案）について説明したところ、特に会計上の利益に基づく要件を課税所得に基づく要件に分類する提案について以下の意見が聞かれた。

[1] 例えば、監査委員会報告第 66 号では、「それぞれの例示区分の趣旨を斟酌し、会社の実態に応じて、それぞれの例示区分に準じた判断を行う」とされていたことから、本公開草案において「それぞれの分類の趣旨を斟酌し、会社の実態に応じて、それぞれの分類に準じた判断を行う」ことも考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

課税所得を要件とする公開草案の提案内容を変更する必要はないとの意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) 会計上の利益の方がよいという考え方は、収益性を正確に測る目的があると考えられるが、より正確に測る必要がある会社は、回収可能性に余裕のない（分類 3）に分類される会社と思われる。この場合はむしろ課税所得を基礎に検討すべきと考えるため、課税所得に基づくことが良いと考える。また、退職給付債務に係る未認識項目のようにその他の包括利益で税効果を認識する項目の回収可能性の判断を考慮すると、課税所得に基づく要件の方が適切である。

(2) 経常損失であるが課税所得が生じているケースなど、コメントで指摘されている内容は実務において生じることは多くはないと考えられるため、コメントへの対応は必要最小限にとどめるべきと考える。例えば、コメント対応表の 124)「将来の課税所得の見積りに原則として取締役会の承認が必要である。」にまで対応すると細則主義に陥ることになると考える。

対応案
上述した意見は、本公開草案を支持する意見である。

一定の検討は必要であるとの意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(3) 課税所得に基づくことに賛成する立場であるが、例えばタックス・プランニングにより課税所得は管理可能であるなど説得的な反対意見もあることから、検討は必要と考える。

(4) コメント対応表の 24)「分類の要件として経常損益も勘案する必要がある。」については、翌期に重要な税務上の欠損金の発生が見込まれる会社について、監査委員会報告第 66 号では例示区分 4 号に該当する取扱いを定めていた。当該取扱いの趣旨は、翌年度に 1 年分の課税所得しか見込めなくなる会社について今年度に 5 年分の将来課税所得の見積りに基づいた繰延税金資産を計上してよいのかという問題意識があったものである。そのため、コメント対応（案）において特段の支障がないものと考えられるとしているところに若干の疑問がある。

（第 318 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(5) （分類 2）及び（分類 3）の要件を会計上の利益から課税所得に変更する提案に関しては様々な意見が寄せられているので、従前の分類を変える意図ではないという点を踏まえて議論を行う必要がある。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(6) コメント対応表の 24)「経常損益も要件に勘案する必要がある。」については、本公開草案の公表時に議論を行っていない論点であるので、監査委員会報告第 66 号の取扱いを踏襲するかどうかも含めて議論すべきである。

対応案
今後、検討を行う。

その他の意見

（第 318 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(7) コメント対応表の 29)「「経常的な利益」に基づく判断とおおむね整合的になることを想定している旨の記載は削除すべきである。」については、コメント対応（案）の記載が本公開草案における当該記載を削除することを示唆しているようにも思われるが、分類の要件を課税所得に変更すること自体に異論を唱えるコメントが寄せられているという前提で検討すべきである。

対応案
今後、検討を行う。

（質問４：（分類 2）におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いに関するコメントへの対応）

7. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より、質問 4 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

スケジューリングの定義を追加すべきとの意見

（第 23 回・第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) スケジューリングを明確に定義した上で、本公開草案第 21 項については、一定の要件を満たした場合には回収可能性があるものとする反証規定であるという建付けとなるような修文を検討すべきである。スケジューリングの定義が存在しないことから、スケジューリングできる項目は回収可能性があるという誤解が一部に存在している。

(2) コメント対応表の 113)「スケジューリングを定義する必要がある。」について、スケジューリング不能な一時差異に関する取扱い（本公開草案第 13 項）との関係でスケジューリングの定義を行った方が良いと考える。

(3) スケジューリングの定義を行う場合、時期はある程度の幅を許容しなければならないと考える。スケジューリングが定義できた場合、（分類 2）において一部

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

のスケジューリング不能な将来減算一時差異について回収可能性を認める取扱い（本公開草案第 21 項）について、時期がまったく特定できない一時差異であるならば、課税所得が発生するかどうかで回収可能性を判断する前提も成り立たなくなると考えるので、本公開草案第 21 項の定めは不要になると考える。

スケジューリングの定義は不要又は慎重に検討すべきとの意見

（第 23 回・第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(4) 現行の監査委員会報告第 66 号でもスケジューリングの定義がなされないまま実務は運用されてきたと理解しており、定義の検討に必要以上に時間をかけるべきではないと考える。

(5) （分類 2）の要件を満たした企業については、将来減算一時差異の解消見込年度を特定した上で、一時差異等加減算前課税所得を見積る必要はないと考えており、当該取扱いが維持されるのであればスケジューリングの定義は不要ではないかと考える。

(6) 定義に関しては最初に議論すべきテーマであると考えるが、定義の検討は慎重な議論が必要となるため、適用初年度の取扱いに関する今後の検討に支障が生じる可能性がある。そのため、全体感を考えて議論の要否を判断する必要があると考える。

対応案

上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-3 において検討を行っている。

合理的に説明できる場合にのみ繰延税金資産を計上する考え方に同意する意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(7) コメント対応表の 37)「合理的な説明の有無により繰延税金資産の計上の可否が決定されるか明確にすべき。」について、合理的に説明できる場合にのみ繰延税金資産を計上できる反証規定であるというコメントへの対応（案）の記載内容に賛成する。

(8) 同一の環境下にある会社が異なる回収可能性の見積りを判断したとしても、どちらも合理的であるならば正しいはずであり、会計基準の中でどちらかに決めるような細則的なアプローチをとるべきではないと考える。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-4 において検討を行っている。

合理的に説明できる場合にのみ繰延税金資産を計上する考え方に異論のある意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(9) 本公開草案第 21 項の合理的に説明できる場合とは経営者の説明の有無にかかわらず、合理的な説明が可能である状況にある場合であると理解している。合理的に説明できることが要件ではなく、回収できることが要件であることが明確となるように検討すべきではないか。

(10) 合理的な説明が経営者の選択による反証規定だとすると、経営者の意図的な判断が介入する可能性があることに懸念を有している。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-4 において検討を行っている。

その他の意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(11) 合理的な説明について記載を見直す場合、課税所得が見込まれるかどうかという観点が重要であり、IAS 第 12 号「法人所得税」の記載も参考にして修文を検討すべきである。

(12) コメント対応表の 33)「合理的な説明ができる場合について 50%というような数値付きの閾値を示すべきである。」には反対である。公開草案の提案どおり、数値付きの閾値は必要ないと考える。

（第 318 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(13) 繰延税金資産の認識にあたっては、スケジューリングが可能かどうかよりも、回収可能であるかどうかのほうを重視すべきであり、合理的な説明においても回収可能性の内容を意識したものとすべきである。

(14) 例示への当てはめを増やすことによって、本公開草案第 21 項の解釈や運用が限定的になるようなことは避けるべきであると考える。

対応案

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

今後、検討を行う。

（質問５：（分類 3）における 5 年を超える見積可能期間における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いに関するコメントへの対応）

8. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、事務局より質問 5 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

<u>要件の明確化に言及する意見</u>

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) コメント対応表の 52)「(分類 3) の要件は臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減しているのではなく、不安定であるという要件とすべきである。」について、(分類 3) に該当する企業は将来の課税所得の見積りについて懸念が生じていて、回収可能性を慎重に判断することがあるので、要件として不安定であることを明記すべきである。

(2) (1)と同じ個所について、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得に赤字の場合も含めることについては、現在、(分類 3) に該当する企業に対して重要な影響を及ぼす可能性があるため、慎重に検討すべきである。

<u>対応案</u> 上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-4 において検討を行っている。

<u>5 年の閾値の根拠をより明確にすべきとの意見</u>

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(3) コメント対応表の 47)「5 年の閾値の根拠を明確化すべきである。」について、作成者は6年目以降も課税所得が生じる計画を策定していたとしても会計上それを使用することは困難であるという説明を結論の背景に追加することを検討すべきである。

（第 318 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(4) コメント対応表の 47)「5 年の見積期間の閾値の根拠を明確化すべきである。」について、なぜ5年なのかという点を明らかにするため、結論の背景において、監査委員会報告第 66 号から踏襲している理由を追加記載するというコメント対応（案）で示されている対応に賛成する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

対応案
今後、検討を行う。

5 年を超える見積可能期間における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いに関連する意見

（第 23 回専門委員会で聞かれた意見）

(5) 本公開草案第 24 項を適用するケースは極めて稀であると想定しており、そのような中で当該規定を用いる場合には一定の開示が必要である。

(6) 本公開草案第 24 項を適用できる状況でも合理的な説明を行わないことで繰延税金資産を計上しないことにより、結果的に繰延税金資産の過少計上となる状況を懸念している。合理的な説明について、本公開草案第 21 項と合わせて検討する必要がある。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-4 において検討を行っている。

（質問６：（分類 4）の要件を満たす企業であっても（分類 2）又は（分類 3）に該当するものとする取扱いに関するコメントへの対応）

9. 事務局より、質問 6 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

5 年を超えて回収可能期間を見積ることができないことを明確にすべきとの意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) コメント対応表の 58)「(分類 4) の要件を満たす企業を（分類 3）に該当するものとして取り扱う場合、本公開草案第 24 項の定めを適用できないことを明らかにすべきである。」について、同項の定めを適用できないことは必ずしも明らかではないものと理解しており、再度審議を行った上で必要があれば結論の背景に記載すべきと考える。

(2) 本公開草案第 24 項の定めを適用できないことは明らかであるというコメント対応（案）に違和感がある。今まで（分類 3）に該当して 5 年を超える部分が合理的に説明できた企業に何らかの臨時的な原因で重要な欠損金が生じることで（分類 4）の要件を満たす場合も考えられること及び（分類 2）に該当する取扱いとの整合性を考えると、本公開草案第 24 項の適用を認めてもよい場合もあるのではないかと考え、整理が必要である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-4 において検討を行っている。

その他の意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(3) コメント対応表の 62)「「合理的に説明できる場合」が明確でないため、例外規定は不要である。」については、（分類 4）の会社が（分類 3）や（分類 2）に該当するケースはあり得ないのではないかという強い主張があるように思われるため、当該主張を踏まえて検討を行うべきであると考える。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-4 において検討を行っている。

（質問７：注記事項に関するコメントへの対応）

10. 事務局より、質問 7 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

本公開草案で提案された内容に伴う注記事項に対するコメントは会計処理と同時に検討すべきとの意見

（第 319 回企業会計基準委員会及び第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) 本公開草案で提案された内容に伴う注記事項に関するコメントについて、会計処理の前提として開示を求めるコメントが多いと理解しており、会計処理と同時に検討を行うべきである。このため、コメント対応（案）は一律に「今後の検討において参考としたい。」とするのではなく、重要性に応じて対応（案）の記載を変えるべきである。

対応案
上述した意見を踏まえて、今後、コメント対応表の記載を見直す。

その他の意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(2) 本公開草案による会計処理の変更点に関連する開示の検討を行うに際しては、国際的な会計基準で求められる開示事項を無視できないと考える。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 評価性引当額を一時差異毎に開示することが難しいというコメントを踏まえると、長期解消将来減算一時差異に関する取扱い（本公開草案第 35 項）を廃止することが考えられる。ただし、廃止することによる影響を勘案すると、将来減算一時差異と課税所得の見積額を比較し、回収可能性があると説明できる場合に繰延税金資産を計上することが望ましいと考える。

対応案 (2)については、開示項目に関する今後の検討において参考としたい。 (3)については、コメント対応表の 125)のコメントへの対応（案）に記載している。

（質問８：適用時期等に関するコメントへの対応）

11. 事務局より、質問 8 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

早期適用に賛成する意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) 本公開草案は、IFRS に近づく方向であると理解している。その観点から、早期適用を認めることにより海外の企業との比較可能性が高まることもあり、早期適用を認めることに賛成する。

(2) 本公開草案の趣旨が企業の実態を表すということを鑑みると、監査の実効性が確保できるのであれば、早期適用を禁止する必要はないと考える。また、コメント対応表の 107)「公表日以後が期首となる年度からの早期適用を認めることについては、検討の余地がある。」については、取り上げる方向で議論を行う意義がある。

対応案 今後、検討を行う。

早期適用に反対する意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(3) 本公開草案の早期適用の提案内容が作成者及び監査人にどの程度周知されているかは疑問がある。そのため、本年度末から早期適用が認められた場合、監査対応の混乱が生じる可能性があることを考慮すると、早期適用を認めることには反対する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(4) 四半期の首尾一貫性が確保されていない点は大きな問題であると考える。会計方針は期首から変更するのが適切であり、これまでも新しい会計基準を期末から適用する例はあまりなかったと理解している。比較可能性の面も含め、早期適用を許容する必要性に疑問を感じる。

(5) 早期適用によるメリットとデメリットを比較衡量した上で、あるべき姿を検討することが必要であると考える。

(6) 一部の企業が早期適用を行うと比較可能性は犠牲になるが、予測可能性は高まる。本公開草案において開示については今後検討することとなっており、早期適用において実務上の懸念事項がある場合には、提案を維持することにこだわる必要はないと思っている。

対応案

今後、検討を行う。

その他の意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(7) コメント対応表の 111)「適用初年度の影響額は、損益に影響させるべきであるとして本公開草案の提案に同意しない。」について、コメントでは、会計基準の変更がなければ損益に認識できたものが最終化された本公開草案の適用により損益に認識できなくなるとあるが、適用初年度に見積りの変更要因が生じており、当該事実を説明できる場合には影響額を損益に計上することになると考える。

(8) コメント対応表の 111）について、本公開草案の提案によって適用初年度の影響額を利益剰余金に加減すると比較可能性が損なわれるとのコメントが寄せられているが、コメントで提案されている企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 6 項(1)により多様な取扱いを認めた場合にも、比較可能性が低下すると考えられる。

（第 319 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(9) コメント対応表の 111）について、本公開草案の提案に従って影響額を利益剰余金に加減して繰延税金資産を計上した後に、税負担が発生した場合には損益を経由して繰延税金資産を取り崩すことになり、会計処理の不整合が発生するというコメントは、作成者の立場からも利用者の立場からも納得感があり、今後、コメントの趣旨を踏まえて議論する必要があると考えられる。

(10) 適用初年度の影響額は損益に計上すべきという本公開草案に対する反対意見

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

は、利益に計上したいという恣意的な意識ではなく、あくまでも見積りの変更であるという考え方を根拠に主張していることが伺える。これらの意見を納得させるためには相当の説明が必要であると考えられる。

対応案
今後、検討を行う。

（質問９：その他に関するコメントへの対応）

12. 事務局より質問 9 に関するコメント対応（案）について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

（分類 2）において一定の場合に課税所得の見積りは必要であるとの意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(1) コメント対応表の 121)「(分類 2) に該当する企業において、将来の課税所得の見積りが必要とされている趣旨を確認したい。」について、(分類 2) において一部のスケジューリング不能な将来減算一時差異について回収可能性を認める取扱い（本公開草案第 21 項）に関しては一時差異等加減算前課税所得の見積りは想定されていないが、(分類 4) の要件を満たす企業であっても（分類 2）に該当するものとする取扱い（本公開草案第 28 項）に関しては一時差異等加減算前課税所得を見積る必要があると理解している。

(2) 本公開草案第 74 項では、合理的な説明の内容を「将来の税務上の損金算入時点における課税所得が当該スケジューリング不能な将来減算一時差異の額を上回る見込みが高いこと」としているので、本公開草案第 21 項に関しては一時差異等加減算前課税所得の見積りを求めているものと理解している。

(3) 最初から（分類 2）に該当する企業は一時差異等加減算前課税所得の見積りは必要ないが、(本公開草案第 28 項の場合にはより慎重性が求められるため一時差異等加減算前課税所得の見積りが必要になると理解している。

対応案
今後、検討を行う。

「回収可能性があるものとする」ことにより計上を強制すべきとの意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(4) コメント対応表の 117)「一時差異の内容や企業の実情を考慮することを明示すべきである。」について、分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る際に、

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

監査基準委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査基準委員会報告第 66 号」という。）の「回収可能性があると判断できるものとする」から、本公開草案では「回収可能性があるものとする」に変更されている。これにより、回収可能性があると判断された繰延税金資産については計上すべきと考える。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-2 において検討を行っている。

「回収可能性があるものとする」ことにより一部計上しないことを許容できるとの意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(5) コメント対応表の 117）及び 118)「(分類 1) においてスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の不計上を明確化すべきである。」について、本公開草案は、監査基準委員会報告第 66 号の計算結果から大きく相違しないようにしつつ、IFRS と合わせられる部分を見直したと理解しており、繰延税金資産の計上にあたっては、将来の減算の予定が見込まれない一時差異の内容等を考慮して一部を計上しないことも可能ではないかと考える。

対応案
上述した意見及び寄せられたコメントを踏まえて、審議(3)-2 において検討を行っている。

その他の意見

（第 24 回専門委員会で聞かれた意見）

(6) コメント対応表の 112)「タックス・プランニングを定義する必要がある。」については、今までも定義がない中で運用されてきた用語であり、定義の必要性については疑問を感じる。

(7) コメント対応表の 53)「5 年超の見積り期間に関する開示を追加すべきである。」について、反証規定であるならば開示すべきとあるが、回収可能性があるものを回収可能なものとして計上を認めているだけであって、反証であることのみをもって開示を求めることには反対である。これを踏まえると、コメント対応表の 119)「「合理的に説明できる場合」の趣旨を明確にすべきである。」について、コメント対応（案）の反証規定であるという記載内容について再考の余地があると考える。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(8) コメント対応表の 125)「解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱いについても、合理的な見積可能期間を超えた期間に解消されると見込まれることが、合理的に説明できる場合にのみ、当該繰延税金資産の回収可能性があるものとすべきである。」について、長期解消将来減算一時差異に関する取扱い（本公開草案第 35 項）の「回収可能性があると判断できるものとする」は監査基準委員会報告第 66 号を踏襲しているものの、繰延税金資産の計上が任意であると捉えられないよう、「回収可能性があるものとする」に変更すべきと考える。

<u>対応案</u> 今後、検討を行う。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。